

委員会決定留意事項等の反映状況

日本医療研究開発機構	2
理化学研究所	6
宇宙航空研究開発機構	11
年金積立金管理運用独立行政法人	15
産業技術総合研究所	17
住宅金融支援機構	21
国立健康危機管理研究機構	25

「独立行政法人等の中（長）期目標の策定について」（令和6年11月21日独立行政法人評価制度委員会決定）における法人別の留意事項の反映状況

【日本医療研究開発機構】

留意事項	対応する目標案
○ 法人の業務内容が拡大・複雑化している中で、改めて、医療分野の基礎から実用化まで一貫した研究開発を推進するという法人の中核的役割について、特に社会からの研究成果の実用化への要請を踏まえて、多様な関係者と共通理解を図り、新たな中長期目標の策定及びその実現に向けて取り組んでいくことが必要ではないか。 また、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省がそれぞれ主務省として関与し、総務省及びこども家庭庁を含めた府省庁ごとに要求した予算事業を法人が実施する仕組みとなっているが、実用化のための研究開発を継続的・安定的に支援する観点から、内閣府が的確なリーダーシップを発揮しながら、主務省全体として一貫性のある方向性を示すとともに、関係府省庁と法人は事業の検討段階から成果の円滑な実用化まで継続的な意思疎通を高める枠組みを設けることが必要ではないか。	I. 政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割 ＜第3期中長期目標期間における取組等＞ これら AMED の使命や現状と課題等を踏まえ、第3期中長期目標期間においては、以下を取組の基本方針とする。(略) - AMED による支援を中核とした産学官連携による基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進について、絶え間なく創薬シーズが創出されるよう、基礎研究を継続的・安定的に支援するとともに、実装には戦略的な知財保護が重要との認識を浸透させ、出口志向性を強化して成果の実用化を加速する。また、全統合プロジェクトに共通して、伴走支援の強化、DX の推進、国際展開に取り組む。さらに、基礎研究・応用研究から臨床研究の各段階においてシーズを企業に導出することを含めた社会への還元の視点を持つように努め、関係府省庁の事業間をつなぐ支援の仕組みを整備することとし、所要の体制強化を行う。(略)(4頁) III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (3) AMEDに求められる機能の発揮とそのための体制の構築等 AMED は、医療分野の研究開発及びその環境の整備の中核的な役割を果たし、<u>医療分野の研究開発に取り組む関係府省庁の事業を一元的に運営し、戦略的な資金配分を実現する。</u>(略) 本中長期目標では、<u>基礎研究・応用研究から臨床研究の各段階において特に有望なシーズをいち早く企業へ導出することを目指して実用化フローを強化する。</u> 特に、AMED の裁量性を高め、革新的なシーズを創出し、早期の実用化を目指すために、<u>関係府省庁の補助及び委託事業(以下「補助等事業」という。)の間で支援の切れ目が生ずることなく連続的な支援ができる仕組みを AMED 内に構築し運用する。</u> ① 優れたシーズの創出・実用化の加速 (出口志向の研究開発マネジメント) 医療分野の基礎的な研究開発から実用化のための一貫した研究開発で世界最高水準の医療の提供を実現していくために、国は、市場原理が働きにくい研究開発領域を支援する。<u>成果の円滑な企業導出に向けて、早期から技術開発動向、疾患別の社会要請等も考慮しつつ、実現可能性、実用化インパクト、企業導出に必要なデータセットや知財の整備など出口戦略を明らかにして、魅力的なシーズの育成に取り組むことが重要である。</u> - 実用化までのプロセスを熟知している人材を登用することなどを軸に、研究開発段階から出口戦略の立案を支援し、円滑な企業導出を目指した効果的なプロジェクトを管理する体制整備を進める。 - 基礎段階のシーズ探索に数年を要し高い確率で失敗する医薬品等の研究開発の特性を前提に、資金配分機関であるAMEDの目利き能力を向上するため、調査・分析機能を整備する。

	・ 事業化に向けたマイルストーン設定や、社会実装を見据え必要な関連研究・技術の探索、研究者・技術者、医療関係者や企業等の仲立ち等の出口戦略の立案を行う。 ・ AMEDは、上記の取組などで得られる、企業導出に必要なデータセットや知財の特徴、研究開発戦略の在り方など暗黙知を含めたノウハウについて、関係者が共有し、AMEDが支援する研究開発課題に適用していく方策を検討し、実施する。 ・ これまでのAMEDを通じた研究開発支援の事例について、成功事例のみならず失敗事例も含めて分析等を進め、これに基づき関係府省庁の補助等事業の効果向上を目指した改善を検討する。また、直ちに実施可能なグッド・プラクティスは、関係府省庁とも認識を共有しながら、AMED内での横展開や伴走支援を通じて適用する。（18～19頁） （事業間連携の強化） <u>優れたシーズの実用化を加速するため、関係府省庁に紐づく様々な支援事業について、事業間をまたいで連続的に研究開発を支援する仕組みを構築し、企業の開発に受け渡す仕組みを導入する。そのため、高度な知識と判断に基づく情報の収集・整理・分析機能を、研究開発支援の中核的な役割を担うAMEDに整備して、以下を推進する。</u> ・ 医療業界等の動向情報、患者・家族等からの情報、国際的な研究動向等やデータベース等を活用した分析を行う。 ・ 基礎研究から応用研究、非臨床、臨床研究・臨床試験等の各補助等事業の間の連携を確保するための仕組みとして、AMEDは以下の「ペアリング」及び「マッチング」の仕組みを関係府省庁と共に検討して実施し、採択プロセスの柔軟な運用を導入する。 ペアリング：基礎段階の補助事業を選定する時に、次の応用段階へと連続的に支援する可能性を検討して採択し、基礎段階の終了時には、確認を経て応用段階へと連続的に支援することで、補助等事業間で切れ目なく支援する運用の仕組み マッチング：基礎段階の補助事業による研究開発の完了前に、次の応用段階へ進める是非を判断し、採用の場合は、次の補助等事業へと切れ目なく支援する運用の仕組み ・ 上記ペアリング及びマッチングの実施について、設定と実施を通して適切な規模を見極め、全体を管理する。 ・ <u>関係府省庁の補助等事業の切れ目を埋めるため、運営費交付金及び調整費の有効な活用も含め、様々な方策を検討し、実施する。制度設計の変更が望まれる事業とその内容が特定されたときは、AMEDが関係府省庁に具体案を提案する。</u> ・ AMEDへの事業間連携の機能の追加とそのため的人员措置など、必要な体制整備を行う。 ・ <u>関係府省庁の補助等事業の切れ目を埋めるための調整費の機能強化として、従来の調整費による追加配分では対応できなかった、公募時期や事業年度の壁を超える、切れ目のない柔軟な支援を行う。</u>また、関係府省庁の補助等事業には必ずしも含まれない共通基盤的なテーマや先端的・先取りテーマについてAMED発意・提案による複数年のプロジェクト創設など、AMEDの裁量と責任において
--	---

	柔軟かつ機動的な支援が可能となる調整費の活用の在り方について検討を行う。 ・ 上記の実施による知見を蓄積しつつ、所要の検討を経て、AMEDの支援事業全般を対象に、事業単位、統合プロジェクト単位、疾患単位でポートフォリオ管理を開始する。 ・ ペアリング及びマッチングを含む事業間連携の仕組みについて、これまでAMEDの支援を受けたことがない研究者や成果の導出先である企業を含め、広く広報や意見交換を行い、取組の周知や継続的な改善に努める。（19～20頁） （シーズの育成） ・ プロジェクト横断的なステージゲートの考え方を導入する等により、Go/No Goを早期に判定し、創薬や医療機器創出という出口に向けて次の段階につながらない研究開発課題や取組内容の入替えを研究開発期間の途中でも実施する。その際、Go判断とならなかったものについても、方向性を変更することで想定外の成果が得られる可能性があることも考慮し、それまでの研究成果を活かせる道がないかを検討する。また、Go判断となったものについて、可能な場合は、支援事業の完了を待たず、他事業への移行や企業導出に向けた支援を行う。 ・ AMED Management System（AMS）の整備、活用により支援活動及び成果をデータで把握し、分析する。また、支援課題の追跡調査の合理的・効果的な方策を検討し、実施する。（20頁） <関連する評価軸・評価指標等> （評価指標等） 【アウトカム指標】 研究開発成果を産業界等に受け渡した結果や医療としての社会実装を、以下の定量情報で観測する。 ・ 薬事承認 ・ ガイドライン等 ・ 製品上市数 <（統合プロジェクトの）アウトプット指標> 本中長期目標が対象とする令和7年度～令和11年度の5年間に達成すべき目標値の1/5を各年度の目標値とする。 ○ 権利譲渡契約・実施許諾契約・共同研究開発契約件数（シーズの企業導出件数） 130件／年（令和7年度～令和11年度累計 650件） ○ 治験に至った件数※ 60件／年（令和7年度～令和11年度累計 300件） ※AMED支援による研究成果を活用して治験へ移行した課題、又はAMED支援により治験を実施した課題。 ○ 優れたシーズの発展・継続支援件数※ 120件／年（令和7年度～令和11年度累計 600件） ※AMED内の事業間の連続的支援数。同一事業内での課題の受け渡しも含む。 ○ 論文数（Top1%論文） 120件／年（令和7年～令和11年累計 600件）
--	--

○ 人材確保・育成について、研究開発マネジメント人材等の資金配分機関として必要な人材の在り方を検討するとともに、公的組織ならではの魅力、業務を通じて得られる経験・能力、キャリアパスなどの効果的な発信を始め優秀な人材の確保・育成に戦略的に取り組むことを次期中長期目標に盛り込んでどうか。また、法人内部において業務の継続性を保ち、知見を蓄積することに加えて、民間との人材交流を始め、限られた有為な人材を官民で循環的に育成していくことも必要ではないか。

Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

(3) AMEDに求められる機能の発揮とそのための体制の構築等

③ 研究開発の環境の整備

(人材流動の促進)

企業・アカデミア連携による人材育成・強化及び産学官間での人材の流動性を高めることを通して人材配置の最適化が進むよう、セクターを越えた人材の登用・積極支援を進めるとともに人材交流の機会を増加させ、人材流動を誘導する。同様に、異分野間での人材の流動を促進する。企業とアカデミア等の連携・人材流動を促進する観点では、流動に伴う待遇変化への対応について、引き続き検討する。 (24 頁)

Ⅳ. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織・人員体制の整備

(略) 特に有望なシーズを見出し、必要な伴走支援を行い、実用化を加速化するため、ペアリング・マッチング実施体制を整備する。その際、主務省とも協力の上、民間企業や業界団体から優秀な人材を出向者として受け入れ、外部の知見の活用と人材育成に取り組むとともに、ノウハウの蓄積に向けたナレッジマネジメントを進める。同時に、切れ目ない支援やシーズの企業導出の促進のための取組を理事長の責任と裁量の下で適切に行えるよう、外部人材も活用して創薬等の研究開発の視点に特化した企画立案・調整等を行う総括戦略機能を整備し、上記のペアリング・マッチングの実施者と連携して事業間連携・企業導出の加速化を推進する。その際、公的組織としての魅力、業務を通じて得られる経験・能力、キャリアパスなどの効果的な発信を行い、優秀な人材の確保・育成につなげる。民間との人材交流をはじめ、限られた有為な人材を官民で循環的に育成していく。 (26～27 頁)

【理化学研究所】

留意事項	対応する目標案
○ 激しい国際競争の中で、我が国の研究機関のプレゼンスを高めていくため、特定国立研究開発法人として世界最高水準の研究成果の創出がなされているか適切に評価できるような目標又は指標を設定すべきではないか。	3. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 3. 3 卓越した科学研究と総合力を発揮するための研究開発の推進 <u>理研は、我が国の科学技術・イノベーションシステムを強力に牽引する中核機関として、卓越した科学研究を通じて、学理を深化し広げることや、科学技術・イノベーション基本計画をはじめとする国や社会の要請に対応するため、戦略的な研究開発を行い、世界トップレベルの研究機関と伍する世界最高水準の研究開発成果の創出を目指す。</u> また、AI の進展に伴い、AI とあらゆる研究分野が融合することにより、科学研究が飛躍的に発展し加速することが見込まれる。これらの研究を効果的に推進するための理研全体の仕組みを設ける。（略）（7 頁） （1）研究領域による卓越した科学研究の推進 理研の総合性の強みを活かすため、学問の共通性を考慮しつつ、これまで培ってきた個別の研究分野を有機的に連携させた、以下の①～⑤の研究領域ごとに卓越した科学研究を推進する。 各研究領域においては、3. 1 に示した理研全体の運営システムのもとで、年度ごとに各研究開発の進捗管理・評価とそれらを踏まえた改善・見直しの実施等の取組を行うとともに、各研究領域に応じた個別の研究開発マネジメントを実施し、研究開発成果の最大化を目指す。 ① 開拓科学 未来の成長機会を創る源泉となる新たな研究分野を開拓し、新しい価値の創出に貢献するため、卓越した研究実績を有する研究者や次世代を先導する若手研究者等による、長期的視野のもとで挑戦的で野心的な研究や、既存の研究分野の垣根を超えた融合研究を実施する。また、海外のトップレベルの研究者との共同研究等により、<u>海外のトップレベル研究機関との組織対組織のネットワークを構築し、多様な知が行き交い、自律的に発展し続ける場を形成する。</u>さらに、分野に閉じず広い視野を持つ次世代の若手研究者を育成し、新たな価値創出機能を活性化する。 ② 数理・計算・情報科学 情報科学、計算科学等の進展により、社会全体の DX 化が進む中、計算可能領域の拡張は社会変革を生み出す源泉となる。また、AI 技術は、現代の科学研究において重要な要素となり、科学研究に革新をもたらしている。さらに、数理科学の強みを活かし、数理科学と異分野が連携することで、自然現象、社会現象等の複雑現象の根本的理解が進み、地球規模課題の解決につながる事が期待されている。このため、<u>数理、計算、情報科学の連携・融合により、個別の研究分野を越えた研究を進め、新たな基礎学理の創成を行うとともに、計算可能領域の大幅な拡張につながる新たな学理の構築、AI 技術を科学研究に活用する AI for Science を加速させる理論的基盤の構築、自然現象等の根本的理解に資する数理モデルの開発等を推進する。</u>また、これらの学理等を他の各研究領域等

に展開することで、科学研究の飛躍的な発展や加速に貢献する。あわせて、関連する個別研究分野について、卓越した科学研究を推進する。

③ 生命科学

人類を含む生物が営む複雑かつ精緻な生命現象を解き明かすとともに、健康・医療戦略等の国家戦略に挙げられた国や社会の要請に応えていくことが期待される。また、近年の計測・解析技術の飛躍的な進展を踏まえ、情報科学等との異分野融合を進めながら研究の方法論の革新を図り、新たなアプローチからの研究を先導していくことも重要である。このため、世界最先端の計測・解析技術を活用したデータ駆動型・モデル駆動型研究等を通じ、新たな基礎学理の創成を行うとともに、分子から個体、集団までの異なる階層・時間軸・種間を横断し、より生命の本質と総体に迫る研究や、生命の誕生から老化までのライフコースを一貫した連続体として捉えた研究等を戦略的に推進する。あわせて、関連する個別研究分野について、卓越した科学研究を推進する。

④ 環境科学

プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）は、人間が地球上で持続的に生存していくために超えてはならない地球環境の境界を示す概念であり、気候変動、生物多様性、新規化学物質、生物地球化学的循環等の複数の領域においてリスクの増大が示唆されているため、人類の一方通行的な地球資源の消費から脱却し、グローバル・コモンズの維持、人と地球の健康の両立（プラネタリー・ヘルス）を目指すことが求められている。このため、基礎科学とシステム科学の連携・融合により、個別の研究分野を越えた研究を進め、新たな基礎学理の創成を行うとともに、分子レベルから細胞、個体、生態、地球システムに至る多階層科学データに基づいた大気・水・生物資源等の地球公共資源の保全と循環の促進に向けた研究を推進する。あわせて、関連する個別研究分野について、卓越した科学研究を推進する。

⑤ 物理科学

サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合により、産業革新を促す経済成長のエンジンを駆動させていくためには、情報処理技術等のデジタル技術の省エネルギー化、高効率のエネルギー変換等が必要である。このため、物理、工学、化学の連携・融合により、個別の研究分野を越えた研究を進め、新たな基礎学理の創成を行うとともに、革新的な計測・解析技術等の開発・活用を通じ、量子マテリアルにおける情報処理機能の開拓、高度の状態制御光技術による量子物理学の開拓、エネルギー変換の学理の深化と応用等を推進する。あわせて、関連する個別研究分野について、卓越した科学研究を推進する。（7～9頁）

（3）総合力を発揮させる研究開発（つなぐ科学）の推進

研究領域を越えた知の糾合や新たな科学の創成により、社会課題の解決や将来社会への発展に貢献するため、理研の最先端の研究基盤等を活用し、総合力を発揮させる研究開発（つなぐ科学）を推進する。特に、社会状況や科学技術を取り巻く環境にあわせて変化する国家戦略や政策課題や、

	最先端の学理をつなぎ学理の再構築・再体系化や新たな研究分野の開拓に機動的かつ横断的に対応するために、<u>研究領域横断的なプログラムの仕組みを導入し、データを基軸にした未来の予測制御の科学、科学研究向け AI 基盤モデルの開発、創薬・医療技術基盤の構築・提供等を推進する。</u> 各プログラムにおいては、3. 1に示した理研全体の運営システムのもとで、年度毎にそれぞれの取組の進捗管理・評価とそれらを踏まえた改善・見直しの実施等の取組を行うとともに、各プログラムに応じた個別の研究開発マネジメントを実施し、研究開発成果の最大化を目指す。(10～11頁) <関連する評価軸・評価指標等> (評価軸) ・科学技術・イノベーション基本計画等に挙げられた、我が国や社会からの要請に対応するための研究開発を戦略的に推進できているか。 ・世界最高水準の研究開発成果を創出できているか。また、それらの成果の社会還元を実施できているか。 ・研究領域を超えた知の糾合により、総合力を発揮させる研究開発を推進できているか。 ・研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。 等 (評価指標) ・中長期目標・中長期計画等で設定した、各領域における主要な研究開発課題等を中心とした、戦略的な研究開発の進捗状況 ・<u>理研の総合力などを活かした、新たな研究分野の創成、社会課題解決や社会変革などにつながる新規性・独創性のある基礎学理などの世界最高水準の研究開発成果の創出状況</u> ・理研の総合力を発揮させ、新たな研究分野の創成及び国家戦略や社会課題解決につなげる研究開発課題の創出状況 ・地球規模課題の解決、国際社会への貢献等の成果の社会還元の状況 ・研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントの取組状況 等 (モニタリング指標) ・論文数 (Top10%、Top1%、国際共著、プレプリント等)、論文の被引用割合 (Top10%、Top1%)、研究開発費に対する論文数等 ・国内外の学会・雑誌ボードメンバーへの参画数 ・国内外の学会等での発表数、招待講演数 等
○ 先進的な研究環境の整備として、優れた若手研究者や女性研究者等の育成・輩出に向けて、有期雇用の通算契約期間の上限規制撤廃、給与の弾力化、女性限定公	3. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 3. 2 国際的な頭脳循環のハブ形成と研究環境に係る先進的な取組の実践 (2) 世界最高水準の研究開発成果を創出するための人材育成・確保に係る先進的な取組の実践 理研が世界最高峰の研究機関として発展し、世界最高水準の研究開発成果を創出するため、多様な人材

募の加速等の取組を実施してきていることから、各取組の効果を適切に評価しつつ、流動性と安定性を高いレベルで両立した人材の確保・育成のための取組を更に推進することが重要ではないか。	を確保し、研究者が中長期的な視野にたって、研究に専念できる環境が確保されるよう、<u>安定性と流動性を高いレベルで両立した、他の研究機関の模範となる、魅力的かつ先進的な人事システムを整備する。</u>これにより、<u>若手研究者ポストを中長期的に増加させ、魅力的な人材育成を進めるとともに、卓越した研究者を持続的に確保する。</u>また、我が国の科学研究を先導していく理研として、<u>卓越した研究者を招聘するための弾力的な処遇、研究プロジェクトに対応した柔軟な有期雇用期間の設定等を整備する。</u>あわせて、<u>多様な視点で研究を推進する観点から、女性研究者や外国人研究者等が存分に研究活動に従事できるような環境の整備等を行い、ダイバーシティを計画的に推進する。</u>（６～７頁） 6. その他業務運営に関する重要事項 6. 2 人事に関する事項 研究開発成果の最大化及び効果的かつ効率的な業務の実施のため、<u>安定性と流動性を高いレベルで両立しつつ、魅力的かつ先進的な研究環境となるよう、人事システム改革を着実に進める。</u>また、<u>優秀な研究者や研究推進支援人材を確保するための弾力的な処遇、多様性・公平性・包摂性を考慮した取組等を実施する。</u>さらに、<u>クロスアポイントメント制度等も活用しつつ、多様で優秀な人材を確保するとともに、職員の能力向上、適切な評価・処遇による職員の職務に対するインセンティブ向上に努める。</u> なお、理研の人材確保・育成については、科技イノベ活性化法第24条に基づき策定された、人材活用等に関する方針に基づいて取組を進める。（12頁） <関連する評価軸・評価指標等> （評価軸） ・研究開発成果を最大化するため、国際的な頭脳循環のハブ形成と研究環境に係る先進的な取組を実践できたか。 等 （評価指標） ・人事制度の改革、多様で優れた人材の登用、女性や外国人等が働きやすい制度の整備及び運用、研究支援機能の構築などの、研究環境の整備状況 ・国内外からの研究者の受け入れと育成・輩出の状況 ・若手研究者の育成・支援の取組状況 等 （モニタリング指標） ・研究者の外国人比率、女性比率（新たに着任した女性研究管理職の割合を含む）、研究支援専門職等の数 ・海外へ派遣した研究者の人数 ・海外から招聘した研究者数 ・若手研究者の転出数 等
---	--

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づき出資している株式会社理研イノベーションの産業界とのつながりが強い等の優位性を最大限活用し、法人が有する研究シーズを産業界に能動的に提案するとともに、その成果を法人の成果として適切に評価できるような目標又は指標を設定すべきではないか。	3. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 3. 1 戦略的経営の高度化 (4) 社会の成長に向けた変革を駆動するアカデミア・産業界との連携 ② 関係機関との連携強化等による研究開発成果の社会展開の推進 (略) また、イノベーション創出を促進し先導する観点から、<u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）（以下「科技イノベ活性化法」という。）に基づき、理研の研究開発成果について、事業活動において活用等する者、資金供給等を行う事業者並びに民間事業者への移転及び共同研究のあっせん等により活用を促進する者に対する出資並びに人的及び技術的援助（以下「出資等」という。）の業務等を行うことにより、理研の知的財産の管理・活用、法人発スタートアップの育成・支援のための組織的な取組を強化する。具体的には、理研の研究開発成果を効果的に事業化・スタートアップ創出させるため、研究者と連携し、理研の特許の利活用方策の取組を強化する。また、理研の研究開発成果を活用するスタートアップに対する起業前後の支援等も強化するとともに、理研のシーズを産業界に対して能動的に提案するなど、研究開発成果の社会展開の機会を拡大させ、知識集約型社会が求めるイノベーションに貢献する。</u>（6 頁） <関連する評価軸・評価指標等> （評価軸） ・ 理事長のリーダーシップの下、研究開発成果を最大化するための、他の国立研究開発法人の模範となるような戦略的運営を高度化できたか。 等 （評価指標） ・ 科技イノベ活性化法に基づく出資等の状況 ・ スタートアップの育成・支援に関する取組状況 ・ 産業界への働きかけにより理研の研究シーズ、研究設備等を活用した状況 等 （モニタリング指標） ・ 知的財産の新規出願件数 ・ 出資等の件数、金額 ・ スタートアップの育成・支援に関する支援件数 等
--	---

【宇宙航空研究開発機構】

留意事項	対応する目標案
○ 法人に求められる役割の増大、慢性的な人材不足の中において、アルムナイ施策の推進、非宇宙分野も含めた経験者採用の拡大、組織内の人的リソースの配分見直し等の取組を実施してきていることから、各取組の効果を適切に評価しつつ、このような人材の確保・育成のための取組を更に推進することが重要ではないか。	Ⅵ. その他業務運営に関する重要事項 2. 人事に関する事項 <u>高い専門性・技術力・研究開発力、リーダーシップを有する優秀かつ多様な人材を確保・育成するとともに、職員一人一人の価値やモチベーションを最大限に高めることにより、組織をより強く進化させるための取組を実現する。</u> さらに、働き方の恒常的な改善や健康経営の推進により、労働環境を維持・向上させるとともに、ダイバーシティ及びインクルージョンの推進を図ることで、多様な人材が活躍できる環境を構築する。 また、<u>機構に求められる役割の変化を踏まえて、合理的かつ効率的な人員配置や、人材ポートフォリオの柔軟な見直しといった、第4期中長期目標期間に機構が行ったマネジメント改革に係る検討の成果等にも留意しつつ、経営戦略と連動した人材戦略を推進するとともに、機構の人的資源を拡充・強化し、宇宙開発等の中核機関としての、機構における先端・基盤技術の研究開発能力の強化と産学官の英知を結集する活動を強力に推進する。</u> くわえて、機構と産学官との人材交流を強化していくとともに、機構と宇宙開発を担う主体及び安全保障を含む宇宙を利用する主体との交流を一層推進する。 なお、機構の人材確保・育成については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条に基づき策定された人材活用等に関する方針に基づいて取組を進める。(19頁)
○ 法人が、民間企業や大学等との共同研究、民間企業への出資等の多様な手段を用いて産学官・国内外における技術開発・実証、人材、技術情報等における結節点としての新たな役割を実現するとともに、特に宇宙戦略基金について、法人による民間企業・大学等への支援等の活動を更に推進するため、これらの成果を適切に評価できるような目標又は指標を設定すべきではないか。	Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項 2. 官民共創での宇宙利用拡大及び産業振興に資する研究開発等の取組 機構は、世界的な商業宇宙活動の加速や宇宙産業の構造変革が進んでいることを踏まえ、以下に掲げる取組等を通じ、我が国の宇宙産業の国際競争力を強化し、また非宇宙分野の主体を含む宇宙利用を拡大する。 具体的には、Ⅲ. 1. 2項からⅢ. 1. 6項まで及びⅢ. 3項において目標を定める各取組との連携を図りつつ、衛星、宇宙科学・探査、宇宙輸送等の宇宙分野及び異分野において、<u>機構がプロジェクト等を通じて獲得してきた研究開発能力を活用し、機構及び民間事業者等の双方に裨益する共創型の研究開発等を推進・支援するとともに、効果的・効率的な宇宙実証機会を提供する。</u> <u>また、民間事業者等の海外展開を支援するとともに、関連の事業推進に必要な人材を育成する。</u> くわえて、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)に基づき、<u>機構の研究開発の成果に係る成果活用事業者等に対して、出資並びに人的及び技術的援助の業務等を行うこと</u>で、民間活力の活用を促進する。(13頁) 3. 宇宙戦略基金の活用 機構は、これまでの宇宙開発の中核機関としての知見を生かしつつ、産学官・国内外における技術開発・実証、人材、技術情報等における結節点そして宇宙分野における資金配分機関として、<u>機構法第21条第1項に基づいて政府から交付される補助金により設置する基金を活用し、民間事業者・大学等が複数年度(最大</u>

	10 年) にわたって大胆に技術開発に取り組めるよう、支援を行う。これにより、本基金が掲げる目標である宇宙関連市場の拡大、宇宙を利用した地球規模・社会課題解決への貢献、宇宙における知の探究活動の深化・基盤技術力の強化に対し中心的に貢献する。 具体的には、政府が策定する「宇宙戦略基金 基本方針」（令和 6 年 4 月 26 日内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省）、「宇宙戦略基金 実施方針」（総務省、文部科学省、経済産業省）等に基づき、民間事業者・大学等が取り組む輸送、衛星等、探査等の各分野の技術開発テーマについて、適切に公募・採択を行うとともに、各技術開発テーマの目標の達成に向けて、高度かつ専門的な知見及び経験を生かした技術開発マネジメントを実施し、関係府省と連携した政府調達や民需獲得に向けた実装化など、成果を最大化する。 (13 頁) <関連する評価軸・評価指標等> 2. 官民共創での宇宙利用拡大及び産業振興に資する研究開発等の取組 (評価軸) ○官民共創での宇宙利用拡大及び産業振興に資する研究開発等の取組の成果が創出されているか。またそのためのマネジメントは適切に行われているか。 【評価指標】 ○民間事業者等との共創活動や実証機会の提供等に係るマネジメントの状況 (関連するモニタリング指標) ・民間事業者や大学等との共創・支援の状況 (共創活動や共同研究の件数、外部からの問合せに対する対応・支援件数 等) 等 ○民間事業者等との共創活動や実証機会の提供等を通じて創出された成果 (関連するモニタリング指標) ・機構のプロジェクト等への共創活動の成果の活用の状況 (機構のプロジェクト等へと発展した共創活動の成果の件数 等) ・民間事業者における、共創活動の成果を活用した新たな事業の創出の状況 (共創等の成果を活用し市場投入されたプロダクト・サービス等の件数 等) ・大学等における共創活動の成果の活用の状況 ・民間事業者・大学等への宇宙実証機会の提供件数 ・共同研究等における成果創出の状況 (査読付き論文数、特許出願数 等) 等 ○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく出資及び人的・技術的援助の成果
--	--

	(関連するモニタリング指標) ・出資及び人的・技術的援助の実施件数、出資先等の企業価値の成長率等 3. 宇宙戦略基金の活用 (評価軸) ○「<u>宇宙戦略基金 基本方針</u>」、「<u>宇宙戦略基金 実施方針</u>」等に基づく民間事業者・大学等が主体となった技術開発の成果が創出されているか。またそのためのマネジメントは適切に行われているか。 【評価指標】 ○「<u>宇宙戦略基金 実施方針</u>」に基づき公募・選定するプロセス及び公募・選定した民間事業者・大学等における技術開発の進捗に係るマネジメントの状況 (関連するモニタリング指標) ・当該年度の支援件数 ・当該年度までに技術開発が当初の計画通り又はそれを超えて進捗している課題数の割合 ・機構による採択事業者へのフォローアップの件数（ステージゲート評価及び中間評価に関するものを除く） 等 ○「<u>宇宙戦略基金 実施方針</u>」に基づき公募・選定した民間事業者・大学等における技術開発の成果 (関連するモニタリング指標) ・当該年度までに実施したステージゲート評価及び事後評価において目標（到達TRL等）を達成した割合 ・宇宙戦略基金の成果最大化に向け、機構が主催した会合等の開催件数やその出席者数 等 IV. 業務運営の改善・効率化に関する事項 宇宙開発等の中核機関として、宇宙航空政策の目標達成と我が国全体の研究開発成果の最大化に貢献するため、Ⅲ項の業務を円滑に遂行するよう、業務運営に関する改善・効率化を進める。なお、業務運営に当たっては、我が国の宇宙航空政策の目標達成に貢献する研究開発能力を損なうものとならないよう、十分に配慮するものとする。 (1) 社会に対するアウトカムの創出に向けた組織の整備 基礎・基盤的な研究開発及びプロジェクトの実行等を通じて社会に対するアウトカムを創出するため、社会情勢の変化等を踏まえつつ、<u>人的資源、先端・基盤技術力や施設・設備を含む機構の総合力向上と中核機</u>
--	---

	関としての機能強化を図り、産学官の結節点として社会に対して新たな提案を積極的に行い、社会を科学・技術で先導し新たな価値を創造する組織への変革を実現する。（17 頁）
--	---

【年金積立金管理運用独立行政法人】

留意事項	対応する目標案
○ 法人においては、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 114 号）に基づくガバナンス改革の趣旨を踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等によって、適切に役割分担及び連携が図られており、自律的な PDCA サイクルが機能していると考えられる。引き続き、国民から一層信頼される組織体制を確保することとしてはどうか。その際、業務執行の透明性・公正性の確保に向けた内部統制・コンプライアンスの一層の充実強化に取り組むべきではないか。	第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2. 国民から信頼され、法人としての使命を着実に果たすための健全な組織運営 <u>平成 29 年 10 月に施行されたガバナンス改革の趣旨を踏まえ、引き続き、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図りながら、自律的な PDCA サイクルを機能させることにより、国民からの信頼に応え、法人としての使命を着実に果たすための健全な組織運営を確保すること。</u>（3 頁） 第 6 その他業務運営に関する重要事項 2. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化 法人は、経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、引き続き、内部統制等の体制のより一層の強化を図ること。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。 また、国民の一層の信頼を確保する観点から、業務執行能力の向上を図りつつ、業務執行の透明性・公正性の確保に一層取り組むとともに、<u>内部統制上の課題を把握しつつ、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための内部統制体制・コンプライアンスの一層の充実・強化に取り組むこと。</u>（略）（11 頁）
○ 年金積立金が増加する中で、年金積立金の管理運用の高度なモニタリングやリスク評価等を行う運用専門職員等の確保・育成という課題に対応するため、人材の受入れに伴う環境整備や業務を通じて得られる経験・能力の効果的な発信を行うなど、人材の確保・育成に向けた必要な取組について、次期中期目標に盛り込んでどうか。 また、年金積立金の管理運用に関するデータマネジメントの取組や投資判断プラットフォームの整備に関して必要とされるデータサイエンスの専門人材の確保・育成についても取り組むことが重要	第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 8. 法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等 効率的な業務運営体制を確立していく観点に特に留意しつつ、運用の多様化・高度化やリスク管理の高度化、業務のデジタル化等に対応し、長期的・安定的な業務運営を確保するため、高度で専門的な人材をはじめ、必要な人材の確保・育成・定着を図る観点から、以下の取組を進めること。 報酬水準・体系について適時適切な見直しを行うとともに、キャリアパスの整備等、人材の受入れに伴う環境整備を図ること。<u>法人の業務を通じて得られる経験・能力や法人の業務の社会的意義の効果的な発信等を行うこと。</u>（略） 研修の実施等により、法人の役職員の業務遂行能力の向上や従業員エンゲージメントの向上を目指すこと。 多様な人材が活躍できる勤務環境の整備を推進すること。特に、女性の活躍を推進するための取組を一層強化すること。 必要な人材の確保・育成・定着をより効果的・効率的に進める観点から、人材確保・育成方針を策定するとともに、組織として戦略的に人材の確保・育成・定着を進めるための機能の強化を図ること。

ではないか。	なお、法人の職員の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明すること。（７～８頁） ９．業務のデジタル化の推進等 （１）業務のデジタル化の推進 データサイエンス等を活用した運用の多様化・高度化や運用リスク管理の高度化、業務の効率化等の観点から、ＩＴ分野における専門人材の確保・育成等を進め、運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務のデジタル化を一層推進すること。（略）（８頁）
○ 法人の基本ポートフォリオに占める外国資産の割合が増加していることを踏まえ、市場リスクだけではなく、地政学上のリスクや、気候変動によるリスク等の多様なリスクについても配慮しながらリスク管理の高度化に取り組むことが重要ではないか。	第３ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ６．リスク管理 （略）また、フォワードルッキングなリスク分析とともに長期のリスク分析を行う等、運用リスク管理の高度化を図るとともに、ミドル機能及びバック機能の充実を始めとしたリスク管理体制の一層の強化に取り組むこと。その際、国内の日中取引時間以外のリスク管理体制についても検討を行うこと。 経営委員会は、各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこと。 <u>各種リスク管理に当たっては、地政学上のリスクや、気候変動によるリスク等の多様なリスクが取引環境を含め金融市場等に与える影響についても適切に考慮するよう努めること。</u>（６頁）

【産業技術総合研究所】

留意事項	対応する目標案
○ 法人に蓄積された世界最高水準の研究成果に関する貴重な研究データ等の解析等により、インプリケーションを抽出し、更なる研究活動の活性化を図ることや、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るために設立した株式会社 AIST Solutions の効果的な活用など、法人のミッション遂行能力を向上させ、研究開発成果の最大化を図る必要があるのではないかな。 また、共同研究などによる企業等との連携、社会実装に向けた実証プロジェクトの実施及びスタートアップの創出など、株式会社 AIST Solutions が法人と一体となって推進する取組の成果を法人の成果として適切に評価できるような目標及び指標を設定すべきではないか。	Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 世界最高水準の研究成果の創出及びその成果の着実な社会実装 (1) 産総研の総合力を活かした融合研究の強化 我が国が直面する複雑な社会課題の解決に向けて、個別分野・領域に縛られない融合研究がますます重要となっている。このような状況下で、産総研がこれまで培ってきた幅広い研究基盤を活かし、個別領域を超えた融合研究を強化することにより、<u>世界最高水準の研究開発成果を多数創出する。これらを実現するため、各領域から独立して融合研究を行うセンターの創設、産学官をリードし社会実装をけん引するような融合研究成果の創出・発信活動の実施等、産総研の総合力を成果につなげる改革を行う。</u> また、産総研の強みを活かした各研究領域における研究開発についても、<u>各種の国家プロジェクトへの参画や企業との共同研究等を積極的に推進し、社会課題解決及び産業競争力強化に貢献する世界最高水準の研究開発成果を創出する。</u> さらに、第5期に設立した AISol と産総研が一体となり、産総研が取り組むべき社会実装の在り方を明確にした上で、<u>国家プロジェクトへの参画や企業との共同研究等において、産総研が研究成果の質と量を高める役割を果たすことで、これまで以上に産総研の研究成果の社会実装をより速くインパクトあるものとする。</u>（4頁） <関連する評価軸・評価指標等> （評価軸） ・ 社会課題の解決や産業競争力の強化に向けて、産学官と連携しつつ、戦略的に社会実装につながる研究開発を実施できているか ・ 社会的インパクトの大きい研究成果を創出できているか （評価指標等） 【評価指標】 ・ 社会課題の解決や産業競争力の強化に資する研究開発成果の創出実績（具体的な研究成果、論文等の発表状況等） ・ 融合研究における新たな研究開発分野の創成及び研究開発課題の創出実績 ・ 研究開発による社会実装に向けた成果（民間企業との共同研究等の状況） ・ 研究開発成果の社会的インパクト（事業化及びその市場規模の見通し、国の基準等への反映、受賞、主要メディア等での報道等） ・ 政府の政策への貢献状況 等 【モニタリング指標】 ・ 学術誌等への論文掲載数、論文の質に関する指標（Top10%論文数等）

	・学会等での招待講演、総説等の数 ・知的財産等の創出数 ・国の研究開発プロジェクト等の件数及び金額 等 Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 世界最高水準の研究成果の創出及びその成果の着実な社会実装 (4) 共同研究強化とスタートアップ創出を通じた社会実装の加速 AISoI と一体となり、冠ラボを始めとする企業との共同研究等を質量ともに拡充するとともに、産総研の知的財産の企業等による活用を促進することで、産総研の研究成果のインパクトの大きい社会実装を着実に実現する。 <u>AISoI や他の公的機関等と共に、産総研の技術シーズを事業化するスタートアップの創業や事業加速化に向けた支援を強化し、大きな成長力が見込まれる企業価値の高いスタートアップを社会に数多く創出する。</u> (5 頁) <関連する評価軸・評価指標等> (評価軸) ・研究成果の社会実装を加速・拡大するため、共同研究等の外部連携を質量ともに拡充できているか ・マーケティング力を強化できているか ・企業価値の高いスタートアップの創出ができているか ・戦略的に知財の活用が促進できているか (評価指標等) 【評価指標】 ・研究開発成果の社会実装に向けた外部連携活動実績 ・マーケティング力の強化に向けた取組 ・産総研の技術が活用されるスタートアップの創出及び活動の実績 (件数及び企業価値) ・知的財産等の活用状況 等 【モニタリング指標】 ・成果活用等支援法人を含めた産総研全体の民間企業との共同研究等の件数及び金額 ・冠ラボの構築件数 ・セミナー等の実施件数 ・マーケティング人材の採用数 ・成果活用等支援法人を含めた産総研が認定し支援したスタートアップの数 ・知的財産等のライセンスの件数と金額 等
--	---

	Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 3. 我が国のイノベーション・エコシステムの中核となる競争力のある研究所の運営 (4) 研究DXの推進 <u>産総研の研究開発力を、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進により向上させる。具体的には、研究開発に係る膨大なデータの活用を推進するための情報プラットフォームの整備に加えて、システムを効率的に活用するスキル向上に取り組むことで研究所全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、データの効果的・効率的な収集・蓄積・活用を通じた研究開発活動の競争力強化を実現する。（8頁）</u> <関連する評価軸・評価指標等> （評価軸） ・産総研全体のDXの推進に必要な研究データの適切な蓄積と連携が図られているか ・研究データの効果的・効率的な利活用に向け、適切な情報プラットフォームが整備されているか ・研究DXの推進に必要となる研究者等のデジタル技術の習得、能力強化が適切に図られているか ・ロボットやAI等の導入により実験の効率化・高速化が図られているか （評価指標等） 【評価指標】 ・研究データの登録、共有を通じた活用状況 ・研究データ利活用プラットフォームの整備状況 ・DX教材等の学習の取組実績 ・実験の自動化・自律化の取組実績 【モニタリング指標】 ・研究データの登録、共有、公開件数 等 等
○ 世界最高水準の研究開発の成果を創出するため、法人の研究人材等の確保・育成に向けたこれまでの取組やその効果を検証した結果を踏まえ、優秀で多様な研究人材等の確保・育成を図ることが重要ではないか。	Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 3. 我が国のイノベーション・エコシステムの中核となる競争力のある研究所の運営 (2) 有為な専門人材の確保 <u>研究開発活動の水準向上により産総研の国際競争力を強化するため、世界レベルの能力を結集する。第5期から行っている取組に加え、卓越した能力を有し企業・大学等から信頼される優秀な研究人材、研究開発の実装を支援するエンジニアリング人材、産総研グループ一体となって高度な専門的知識と経験を生かし研究を支える人材等の、優れた専門人材の戦略的獲得・育成や、既存の概念にとらわれない有為な人材の登用を図る。（7頁）</u>

	<関連する評価軸・評価指標等> (評価軸) ・優秀な専門人材の獲得・育成に適切に取り組んでいるか (評価指標等) 【評価指標】 ・優秀な専門人材の獲得実績・育成状況 【モニタリング指標】 ・研究人材、エンジニアリング人材等の優秀な専門職員の採用数 ・リサーチアシスタント採用数 等 等 Ⅵ. その他業務運営に関する重要事項 1. 人事に関する事項 研究所の運営を担う多彩な人材の獲得を積極的に進めることで、多様性、公平性、包摂性を核とする研究所の実現を推進する。また、職員に対する多様なキャリアパスの提示や国内外の研究機関等との連携・交流、各種研修の受講等の様々な経験を通じて、研究所に有為な人材を育成するとともに、人事制度改革推進によるエンゲージメントの向上を図り、各職員の能力を最大限発揮できる研究所とする。（9～10 頁）
○ 特定国立研究開発法人は、国の基盤的プロジェクトへの参画等を通じて、国の重要課題に取り組んでいることから、より徹底した研究セキュリティ・インテグリティを確保することを次期中長期目標に盛り込んでどうか。	Ⅵ. その他業務運営に関する重要事項 2. 研究セキュリティ・インテグリティの確保 国際情勢の変化に伴う経済安全保障等の重要性の高まりや、第5期中長期目標期間中に判明した情報漏えい事案を踏まえ、引き続き、採用・受入時の適格性審査、技術情報管理、ネットワーク上でのモニタリングの実施等、再発防止に万全を期するとともに、国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和6年3月29日関係府省申合せ）、その他の政策方針に則り、<u>研究セキュリティ・インテグリティの確保に必要な対策を講じる。</u> また、第5期中長期目標期間中に判明した研究不正事案を踏まえ、引き続き、職員の研究倫理向上に取り組むとともに、論文に関わる実験データを保全する情報システムの導入等により、<u>研究不正行為の防止に向けた対策を強化する。</u> さらに、万が一、これらの不祥事案が発生した場合には厳正な対応を取り、これらの取組を通じて産総研の活動全体の信頼性確保につなげる。（10 頁）

【住宅金融支援機構】

留意事項	対応する目標案
○ 社会・経済環境の変化や、法人の主力商品であるフラット35の事業量が減少傾向にある状況を踏まえ、法人の役割を再認識した上で、住まいのライフサイクルを通じた新たな支援の実施等、民間金融機関では支援が届いていない部分の商品化について検討し、次期中期目標に盛り込んでどうか。 新たな支援・商品化の検討に当たっては、融資に関連したデータを活用するDXの観点も必要ではないか。	3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 （略）なお、各事業の実施に当たっては、民間金融機関等との適切な役割分担に留意しつつ、住宅金融証券化市場の整備育成、リバースモーゲージの普及に加えて、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、多様な金融手法の活用に向けた検討を進め、住宅循環システムの構築や良質な住宅への更新等に対応した住宅ローンの提供の支援や地域と連携する取組等を特に重点的に取り組むべき業務とした上で、委託機関等の体制の変化に対応したデジタル化の推進をはじめとする的確な業務実施体制を確保し、政策実施機能の最大化を図ること。（2頁） （1）証券化支援事業 ⑥ 金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、調査研究等を通じて、住宅取得者をはじめとするステークホルダーのニーズの変化等を踏まえつつ、<u>デジタル化の更なる進展、住宅技術基準や物件検査のノウハウの活用等による住宅等のライフサイクルを通じた支援を行う等、適切に制度・運用の見直し等を行うこと。</u> また、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図り、住宅ローン制度の構築・支援に関する協力や相手国の人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。（5頁） （2）住宅融資保険等事業 ⑥ 金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、調査研究等を通じて、住宅取得者をはじめとするステークホルダーのニーズの変化等を踏まえつつ、<u>民間金融機関のみでは実施困難な分野について、一歩踏み込んだ金融技術の探求を行う等により、住宅価格の高騰や融資期間の長期化を踏まえた高齢期の住宅ローン返済の負担軽減策を講じる等、制度・運用の見直し等を行うこと。</u>（7頁） 4. 業務運営の効率化に関する事項 （5）デジタル化の推進 機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化に資するIT基盤の整備や国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指したデジタル化に引き続き取り組むとともに、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上で、保有データを活用したサービス提供等に努めること。 また、<u>デジタル化を更に進展させ、IT技術を活用した住宅等のライフサイクルを通じた支援等を行うことにより、住まいの価値向上、良質な住宅ストックの形成、既存住宅流通促進等に資する新たなサービス提供等に努め、政策実施機能の更なる向上を図ること。</u>

	なお、ＩＴ基盤の整備に当たっては、ＩＴ技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準の確保に努めること。 また、デジタル庁が策定した情報システムの整備及び管理の基本的な方針（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。（１１頁）
○ 近年、激甚化・多頻度化する大規模災害への対応に係る「災害復興住宅融資」や「耐震改修リフォーム融資」等の住宅資金融通等事業（直接融資）については、地方公共団体、民間金融機関や利用者等のステークホルダーのニーズを的確に把握するとともに、周知・啓発の強化に向けた定量目標を次期中期目標に盛り込んでどうか。	<u>３．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</u> （３）住宅資金融通等事業 ② 大規模な自然災害の予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資等を実施するとともに、地方公共団体との災害協力協定等に基づき、地方公共団体、地域金融機関等に対し、自然災害発生に備えた体制整備についての確に支援すること。 安全な住宅・住宅地の形成等の施策の実現に資するよう、耐震改修工事等に対するリフォーム融資を行うこと。 また、住宅のエネルギー消費性能の向上に資するよう、グリーンリフォームローンを行うこと。 <u>（定量目標）</u> ・ <u>中期目標期間中における地方公共団体等に対する自然災害発生に備えた対策支援や体制整備に資する啓発活動の実施回数を１６０回以上とする。（前中期目標期間実績（見込み）：１４０回）</u> <u><目標水準の考え方></u> ・ <u>頻発する自然災害の対策支援や発災時の復興支援に迅速かつ円滑に対応するためには、平時から地方公共団体等との関係構築が必要であることから、前中期目標期間中の啓発活動回数を踏まえ、中期目標期間中における地方公共団体等に対する啓発活動を１６０回以上実施する。（８頁）</u> ⑥ 地域における政策課題の解決に向けた取組について、他府省、政府関係機関、地方公共団体、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、ＮＰＯ等との連携及び協力をより深めること。また、地域における政策課題の一つである空家等の適切な管理及びその活用を促進するため、空家等及び空家等の跡地の活用促進に必要な資金の融通に関する情報提供その他の援助を行うこと。 金利環境等の社会経済情勢の変化等に対応して、関係者と連携・協力しながら住宅取得者等に対して住宅金融に係る適切な知識の普及啓発を行うとともに、調査研究等を通じて、<u>住宅取得者をはじめとするステークホルダーのニーズの変化等を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。</u> <u><想定される外部要因></u> 急激な金利変動等による経済社会活動への影響がないことを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。（９～１０頁）

○ 住宅政策上の課題に対する効果測定を行うための成果指標（アウトカム指標）について、主務省において検討の上、具体的な定量目標を設定することが重要ではないか。	<u>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</u> (1) 証券化支援事業 ② 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援するとともに、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に配慮し、安心R住宅等の基礎的な情報の提供等のある既存住宅の取得を支援すること。 また、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、リ・バース60（全期間固定金利タイプ）により高齢者の住生活関連資金の供給を支援するとともに、リ・バース60の普及のため、啓発活動を行うこと。 <u>(定量目標)</u> イ <u>中期目標期間の最終年度までに、新築住宅に係るフラット35の申請件数に占める長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合を30%以上とする。（令和6年度実績（見込み）：29.1%）</u> ロ <u>中期目標期間の最終年度において、新築住宅に係るフラット35の申請件数に占めるZEH基準の水準の技術基準を満たす住宅に係るものの割合（以下「フラット35に係るZEH水準の割合」という。）を、国土交通省のホームページに掲載される「新築建築物の環境性能に関するデータ」における令和8年度の住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能への適合率（以下「国のZEH水準適合率」という。）を19ポイント以上上回るもの（上限100%）とする。（令和6年度実績（見込み）：22.5ポイント）</u> ハ <u>中期目標期間におけるフラット35の申請件数に占める既存住宅に係るものの割合を30%以上とする。加えて、単年度では可能な限り36%とする。（令和6年度実績（見込み）：34.3%※第四期中期目標期間平均（見込み）29.5%）</u> ニ・ホ （略） <u><目標水準の考え方></u> イ <u>新築住宅に係るフラット35の申請件数に占める長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合に関する定量目標について、住生活基本計画の認定長期優良住宅に係る成果指標の達成に寄与するため、当該成果指標の水準等を踏まえ、新築住宅に係るフラット35の申請件数に占める長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合を中期目標期間の最終年度までに30%以上とする。</u> ロ <u>フラット35に係るZEH水準の割合に関する定量目標について、住生活基本計画等のZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保に関する成果指標の達成に寄与するため、当該成果指標の水準等を踏まえ、中期目標期間の最終年度において、フラット35に係るZEH水準の割合を令和8年度の国のZEH水準適合率を19ポイント以上上回るもの（上限100%）とする。</u> ハ <u>フラット35の申請件数に占める既存住宅に係るものの割合に関する定量目標について、住生活基本計画の既存住宅流通の市場規模に係る成果指標の達成に寄与するため、当該成果指標の水準等を踏まえ、中期目標期間におけるフラット35の申請件数に占める既存住宅に係るものの割合を30%以上、加えて、単年度のフラット35の申請件数に占める既存住宅に係るものの割合を可能な</u>
---	---

	<u>限り 36%とする。</u> ニ・ホ （略）（3～4 頁、別表（14 頁）） （3）住宅資金融通等事業 ④ 子どもを産み育てやすく、省エネルギー性能が高い良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅への融資を行うとともにサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行うこと。 <u>（定量目標）</u> ・ <u>中期目標期間の最終年度までに、子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占める ZEH 及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合を 47%以上とする。（令和 6 年度実績（見込み）：37.4%）</u> <u>＜目標水準の考え方＞</u> ・ <u>子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占める ZEH 及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るものの割合に関する定量目標について、住生活基本計画等の ZEH 基準の水準に相当する省エネルギー性能の確保に寄与するため、成果指標の水準等を踏まえ、子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資の受理戸数に占める ZEH 及び長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を中期目標期間の最終年度までに 47%以上とする。（9 頁）</u>
--	--

【国立健康危機管理研究機構】

留意事項	対応する目標案
○ 第一期中期目標の策定及び業務実施に向けては、法人のこれまでの議論において整理された課題とそれに対応した必要な方策を目標に落とし込むことが重要であり、新型コロナウイルス感染症への対応における政府全体の課題と今後の対応策について整理した「<u>新型インフルエンザ等対策政府行動計画</u>」（令和6年7月2日閣議決定）等の記載を踏まえ、第一期中期目標の策定及び業務実施に取り組む必要があるのではないか。	第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等 1. 中期目標期間における国の政策体系上の法人の位置づけ （略）機構法においては、機構が感染症有事の際に政府の方針に従い、迅速・柔軟・確実に業務を実施し、かつ、国際的に卓越した能力を有する研究者を獲得できる処遇を実現するために、<u>厚生労働大臣による広範な監督権限が必要であり、かつ、人事・組織などの運営を柔軟に行える組織であることが必要であるため、独立行政法人ではなく特殊法人としている。</u>一方で、特殊法人であっても、これまでの国立研究開発法人としての機能等を引き続き有するため、中期目標の策定等に当たり、厚生労働省国立研究開発法人等審議会、独立行政法人評価制度委員会及び健康・医療戦略推進本部の意見聴取等を行うものである。 2. 機構の役割（ミッション） <u>機構の設立の趣旨は、我が国における新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化の一環として、新たな専門家組織を創設することとされた（「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」（令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定））。</u> これは、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施策大目標（新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること）を踏まえ、機構において、感染症その他の疾患に関し、調査、研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査、病原体解析から臨床研究及び公衆衛生分野の研究（以下「公衆衛生研究」という。）までを総合的に実施し科学的知見を提供できる体制の強化を図るものである。 政府の感染症危機管理の体制としては、令和5年9月に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁が設置され、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括し、厚生労働省は感染症対応の実務の中核を担うこととなる。<u>機構は、次の感染症危機への備えをより万全にしていいため、感染研及びNCGMの統合の成果を生かして質の高い科学的知見を迅速に獲得し、内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省へ提供することが求められる。（略）（1～2頁）</u> 第3 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項 <u>感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものとして、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和6年7月2日閣議決定）が定められた。機構は、当該計画に基づく役割を着実に果たせるよう、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第9条に定める業務計画を作成し、以下のとおり体制整備を図る。（2頁）</u></u>

また、国の施設等機関である国立感染症研究所と独立行政法人である国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）から特殊法人を新設するという前例のない統合であるため、丁寧に統合作業を行うとともに、組織形態が変更することに伴って従前からの強みが失われることがないよう、柔軟な運営に努めることが重要ではないか。法人に新たに求められる役割を踏まえ、2つの異なる組織の統合によって生じるシナジーを検討し、第一期中期目標に盛り込んでどうか。	第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等 2. 機構の役割（ミッション） （略）また、機構は、感染研及びNCGMが果たしてきた機能・役割を継承・発展させ、両機関の統合による相乗効果を発揮することが期待される。（2頁） 第3 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項 1. 情報収集・分析、リスク評価 感染症有事における対策の基礎となる臨床像・疫学的知見・病原体の性状等の把握のため、平時から、以下の取組を進め、国内外の情報収集・分析、リスク評価を行い、政府に情報提供を行う。 （略） ・ 有事において、「FF100」（First Few Hundred Studies、未知の病原体が出現した際に、隔離・待機期間、診療方法等を迅速に決定するため、最初の数百例程度の知見を迅速に収集すること）のような通常のサーベイランスでは得られない臨床・疫学・病原体に関する知見を収集するための調査の実施、検査方法・診療指針の作成などを通じた各地域の検査体制・医療提供体制の構築支援を行う。その支援に向けて、初動期・対応期の段階に応じた具体的作業フローをあらかじめ定め、訓練等を通じて必要な準備を進める。 （略）（2～3頁） 第4 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 基本的な考え方 機構の発足により、機構法第23条第1項各号に掲げるとおり、 ・ <u>感染症については基礎研究から臨床研究、公衆衛生研究までを一貫して担う</u>ほか、関連する国家検定等の業務について、関係法令に基づき引き続き実施する。 ・ また、発足前よりNCGMが担ってきた肝炎を始めとする肝疾患）、糖尿病・代謝性疾患、免疫疾患等の研究開発、医療の提供、国際保健医療協力、看護師養成、さらに、国立高度専門医療研究センターとして相互連携を図ってきたゲノム医療や医療情報基盤等についても、引き続き役割を担っていくものである。 ・ 加えて、関連する人材育成等にも取り組んでいくこととなる。 これら機構における各業務の質の向上が、第3に掲げた体制整備の各事項とあいまって次の感染症危機への備えとなることを含め、健康危機管理を掲げる専門家組織としての基盤となるという認識の下、具体的には2.以降のとおり取り組む。 特に、<u>感染症に係る研究体制については、病原体研究を臨床対応に応用することや、公衆衛生対応に生かすことが機構内で迅速にできるようになることから、感染症対策の改善や、治療薬・ワクチン等の研究開発等の具体的成果につなげていくことが重要である。</u>また、我が国における重要な公衆衛生課題とされてきた肝炎やHIV、近年の世界的課題であるAMRや急性呼吸器疾患については、<u>機構内において基礎研究と臨床研究、疫学・公衆衛生研究のそれぞれの段階で蓄積がある。これらが機構における「基礎研究から臨床研究、公衆衛生研究まで」一貫通貫の研究のモデルとなるよう、部門間の協働・連携を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対応を経て強化された公衆衛生研究については、社会科学など他分野との連携も含めて推進を図る。</u>また、「ワンヘルス」の考え方にに基づき、ヒト、動植物、環境等、様々なセクターの分野横断的な取組を進める。（略）（5～6頁）
---	---

	2 研究開発の成果の最大化（機構法第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる業務） （４）公衆衛生研究の推進及び基盤構築〔公衆衛生研究事業〕 <u>感染症を中心とした健康危機事案の対策に寄与するため、基礎研究及び橋渡し研究・臨床研究の成果を俯瞰しつつ、地方衛生研究所等、大学・研究機関、国際機関、民間企業等国内外の研究者と協力し、人文科学及び社会科学を含む学際的な手法を用いた公衆衛生研究を可能とする研究協力の基盤を構築する。</u>さらに、感染症のリスク評価と分析に資する研究を実施し、政策提言や対策の現場で活用可能な公衆衛生学、疫学、経済学等に係る研究成果を創出する。（略） 以上（１）～（４）により、中期目標期間中に （略） ・感染症に係る研究体制について、統合に伴う研究部門間の協働・連携により、肝炎・HIV・AMR・急性呼吸器疾患等に関する各分野の画期的な研究成果 4 件以上とすること。（9～10 頁）
さらに、2つの組織の統合以降、新体制において危機管理総局等の統括部門が組織全体の調査・研究をマネジメントしていくに当たり、組織内のガバナンス強化に必要な取組についても第一期中期目標に盛り込んでどうか。	第5 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営に関する事項 <u>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、感染症に係る情報収集・分析、リスク評価を行う有事の司令塔部門など機構の業務を統括する部局を設置し、感染症有事のフェーズごとに柔軟に組織編成を変更できる組織体系を確立する。</u>また、理事（9人以内）のうち、10年間機構に勤務したことがない等の要件を満たす者を外部理事として4人以上設置し、業務の執行状況を外部の視点でチェックすることで、適切に理事会のガバナンスを機能させる。（略）（14頁）
○ 法人設立後の十分な科学的知見の確保・共有に向けて、国内外の医療機関や研究機関、地方自治体等との間で平時からネットワークを構築しておくことを第一期中期目標に盛り込んでどうか。	第3 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項 1. 情報収集・分析、リスク評価 感染症有事における対策の基礎となる臨床像・疫学的知見・病原体の性状等の把握のため、平時から、以下の取組を進め、国内外の情報収集・分析、リスク評価を行い、政府に情報提供を行う。 （略） ・ <u>国内外の感染症インテリジェンス（感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報として提供する活動をいう。）のハブ機能として、世界保健機関等の国際機関、諸外国・地域の研究機関等、医療機関、大学等、地方衛生研究所等との連携体制を構築し、情報収集を行う。</u>また、<u>国内外のオープンソースの論文のレビューを着実にを行う。</u>有事のリスク評価においては、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し考慮することも踏まえ、関係機関と連携して収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う。（略）（2～3 頁）

○ 感染症対策については、平時・有事の両方について、国や法人の業務フロー全体の在り方を検討していくことが重要ではないか。特に、有事の際の内閣感染症危機管理統括庁、厚生労働省、法人の関係部署全体の意思決定フロー等については、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の記載を踏まえ、混乱や停滞が生じないように、平時から綿密に摺り合わせるべきではないか。 また、法人の業務フローについては、「国立健康危機管理研究機構の創設に向けて～感染症に不安を抱くことのない社会の実現～」(令和6年4月9日国立健康危機管理研究機構準備委員会報告書)で示された内容を法人設立後に実践し、必要に応じて見直していくべきではないか。	第3 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項 <u>感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものとして、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(令和6年7月2日閣議決定)が定められた。機構は、当該計画に基づく役割を着実に果たせるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第9条に定める業務計画を作成し、以下のとおり体制整備を図る。</u> 1. 情報収集・分析、リスク評価 感染症有事における対策の基礎となる臨床像・疫学的知見・病原体の性状等の把握のため、平時から、以下の取組を進め、国内外の情報収集・分析、リスク評価を行い、政府に情報提供を行う。 (略) - 有事において、「FF100」(First Few Hundred Studies、未知の病原体が出現した際に、隔離・待機期間、診療方法等を迅速に決定するため、最初の数百例程度の知見を迅速に収集すること)のような通常のサーベイランスでは得られない臨床・疫学・病原体に関する知見を収集するための調査の実施、検査方法・診療指針の作成などを通じた各地域の検査体制・医療提供体制の構築支援を行う。その支援に向けて、<u>初動期・対応期の段階に応じた具体的作業フローをあらかじめ定め、訓練等を通じて必要な準備を進める。</u> (略)(2～3頁) 第3 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項 2. 研究・開発 感染症有事において、検査・診断法、治療薬・治療法及びワクチン等予防法(以下「治療薬・ワクチン等」という。)を速やかに実用化できるよう、平時から、基盤的研究によるシーズ開発から非臨床試験、臨床試験等までを一気通貫で進める体制構築に向け、以下の取組を進める。 (略) - 有事には平時の研究・開発体制から必要な体制に機動的な切替えが行えるよう、<u>初動期・対応期の段階に応じた研究・開発の推進に関する具体的作業フローをあらかじめ定める。また、有事において従事する検査の実施等の業務が円滑に実施できるよう習熟しておく。</u>(略)(3～4頁)
○ 引き続き、国立高度専門医療研究センター(NC)や既存の医療系独立行政法人など関係機関と連携することが必要ではないか。特に、NCGMの中の医療研究連携推進本部(JH)がNC6法人の資源・情報を集約し、それぞれの専門性を生かしつつ有機的・機能的連携を行う役割を果たしてきたところ、法人の設立後はNC5法人+1特殊法人という形になるが、引き続き連携することを第一期中期目標に盛り込んでどうか。	第4 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 2. 研究開発の成果の最大化(機構法第23条第1項第1号に掲げる業務) (3) 国内外の医療の推進のための研究開発の推進〔国際医療研究事業〕 (略) 引き続き機構並びに国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター(以下「国立高度専門医療研究センター」という。)のそれぞれの業務に係る疾患に関し、横断的な調査、研究及び技術の開発(以下「疾患横断的研究」という。)を行うための体制を構築するとともに、同体制において疾患横断的研究に係る基盤整備、人材育成等に取り組む。(8～9頁)

○ 情報収集・分析・リスク評価や研究・開発等法人に求められる役割を発揮するための専門性の高い人材の確保・育成に向けて、産学官連携等の必要な取組を第一期中期目標に盛り込んでどうか。	第3 国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項 4. 人材育成・確保 1. ～3. に掲げる機能強化に向けた人材を確保・育成するため、専門性の高い人材の育成を進めるとともに、幅広い人材を対象として裾野を広げること、また、地域において感染症危機対応のリーダーシップをとることができる人材を確保する観点から、以下の取組を進める。 ・ 機構内の人材については、政府に質の高い科学的知見を提供していくため、人事配置等を通じ、各部署において感染症有事に対応できるデータ解析等の人材を育成する。また、<u>国内外の大学・研究機関等とのクロスアポイントメントや、国・地方公共団体や民間等も含めた組織的な人事交流等を積極的に行うほか、卓越した能力を有する国内外の研究者の招聘等も行い、基礎研究から臨床研究、公衆衛生研究まで切れ目なく専門性の向上を図る。</u>(略)(5頁) 第4 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 5. その他 (1) 人材育成(機構法第23条第1項第4号に掲げる業務)〔教育研修事業〕 第3の4. に掲げた感染症に係る人材育成に加え、感染症その他の疾患に関する医療、研究、国際連携や協力、リスクコミュニケーションを推進するに当たりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデルとなる研修及び講習の実施・普及に努める。 <u>企業と連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要となる支援人材の育成及び確保については、国立高度専門医療研究センターのほか大学などアカデミア機関や企業等とも連携し取り組む。</u>また、機構、国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を進める。 研修等について、中期計画等に適切な数値目標を設定する。(12頁)
--	--